

## 第3期以降における経済評価の実施について（事務局案）

## 1 第3期以降に行う経済評価の考え方（第2期における経済評価との比較）

	第2期における経済評価	第3期以降の経済評価（案）
位置付け	施策評価の視点として①状態、②機能、③経済の3つの視点により総合的に評価を行い、経済評価は、状態・機能評価を補完するものとして参考的に実施する。	同左
目的	施策大綱事業により改善された水源保全地域が提供する価値（差分）の把握	水源環境保全税を活用し実施した特別対策事業による経済効果の把握
手法	<p><u>CVM（仮想的市場評価法）</u></p> <p>※「水源の森林づくり事業の推進」については試算的に代替法による調査も実施</p> <p><u>市民のマインドによる効果検証</u></p>	<p>今後検討</p> <p>（<u>代替法</u> もしくは <u>上記目的を達成できる評価手法</u>）</p> <p>※上記手法による検証が困難な場合はCVMによる評価で実施</p> <p><u>一定の基準等に基づく効果検証</u></p>
実施結果	<p>① 1世帯あたりの支払意思総額 10,644円/年</p> <p>※施策開始前（H14年度）にもCVMによる支払意思総額を確認しており、当時の結果は3,637円/年であった。（設問は異なる。）</p> <p>② 「水源の森林づくり事業の推進」による総便益 約1,650億円</p>	—
活用方法	<p>○ 税込検討の際の参考データ</p> <p>○ 施策導入前後における支払意思額の変化の確認</p>	○ 20年間の税投資額（約800億円）に対する経済効果の確認
活用イメージ	<p>① 1世帯あたり約10,000円/年</p> <p>② 県全体では約365億円/年</p> <p>③ 実際の税額（40億円/年）と比較</p> <p>④ 過去の結果に比べ約3倍</p>	<p>① 20年間で約800億円を投資した。</p> <p>② 状態は～だけよくなった。</p> <p>③ 機能面の向上も検証できている。</p> <p>④ 経済価値についても投資額以上に<u>（800億円以上）</u>上がっている。</p>
実施時期	第2期 （施策の中間評価（前半10年）を見据えて実施）	第4期 （施策の最終評価（大綱期間20年）を見据えて実施）

## 2 第3期以降における経済評価の実施方針等について

上記1の考え方及び下記理由により、第3期中は施策の最終評価に向け手法の検討等を行い、第4期に代替法等の手法により最終の経済評価を実施する。

### (理由)

- ①施策の前半では、今後の税収検討も狙いとして支払意思額に関する評価が良いが、施策の後半では、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を投資した税額（約800億円）に対してどの程度、経済効果があったかなどを示していく必要がある。
- ②【税投資額に対する費用対効果の検証】を目的に評価を行う場合、施策終了時を見据えた第4期が適切な時期と判断。
- ③現時点ですべての特別対策事業を代替法により検証することは困難。（評価手法が未確立など）
- ④CVMによる評価を実施した（する）際の影響を配慮。（支払意思額が低下した場合の取り扱いはどうするか。同様の調査（質問項目）でよいのか。など）

## 3 スケジュール（案）

年度	検討内容・実施内容
平成30年度 3期2年目	・経済評価の実施時期、スケジュール
平成31年度 (3期3年目)	・評価の対象範囲 ・評価手法
平成32年度 (3期4年目)	
平成33年度 (3期5年目)	・評価に用いるデータの検討
平成34年度 (4期1年目)	・評価に用いるデータの算定・加工
平成35年度 (4期2年目)	・委託契約の締結 ・成果物（評価結果）の受領

## 4 要検討事項

### (1) 評価対象

今回の経済評価の目的である『施策大綱期間である平成19年度から平成38年度までに実施した特別対策事業の効果を算定する』という認識の共有（水源地域の価値の差分を計ることではない）。

神奈川県では、一般対策事業も並行して行っているため、特別対策事業のみの効果を抜き出す方策。

### (2) 評価手法

代替法を用いる場合、代替財・代替施策が必要となる。適切な代替財・代替施策の設定。

適切な代替財・代替施策が設定できない場合における、代替法以外の手法の設定。

(3) 評価のベースとする数値

経済評価を行うにあたって必要となる『施策を実施したことによる実績値』の算定（事務局案としては、大綱期間20年間終了時の数値を、第3期5か年計画終了時点における実績値から予測し、その予測された到達点）。

## 5 県民会議（平成30年7月30日開催）における意見

- ・経済評価の結果を、『施策大綱期間終了後に、どうしていくのか』という議論に反映させるため、第4期の初めのうちに結果を出すのが望ましい。
- ・経済評価の意図は何か。森林の荒廃により、山の価値が下がっていることや、生産された木材が安価となっていることについても、反映したほうがよいのではないか。
- ・環境の価値として木材の価値を含むかどうか、という議論もあると思うが、水源環境保全税の性質からすると、木材の価値は、対象にはならないという考え方もある。
- ・経済評価は、森林の保全を行って質を高めた結果、水質が向上した、生物が多様化した、森を訪れる人が増えた、といった効果をお金として換算してみるということ。
- ・荒廃した森林と考えると、話が人工林となってしまうため、自然林を含めた森や山全体として、どれだけ効果があったかを評価する必要がある。
- ・代替法での評価とした場合、植樹された木の保水効果が発揮されるのは何十年も先のこととなる。評価額を算定するにあたり、過大評価や過小評価になる恐れもある。
- ・施策の効果は、その森が成長した後に発揮される場合もある。税金を投入したタイミングや、施策実施時期など時間のずれがあったりするが、その点も考慮に入れて、検討する必要がある。
- ・経済評価を実施する際、ただ計算し、無理やり数字を出すのではなく、県民が分かりやすい形にすることが必要であり、それが本当の評価ではないか。
- ・『経済を母体として評価をした場合の結果はこうです。』と示すことは必要。
- ・いくらかかったから良いとか、悪いとかではなく、事業を行った場所は具体的にどうなったのか、県全体としてどうなったのか、2次的アウトカムを辿れるようにするのが、事業検証の全体像と考える。